

◎津幡町の鳥ハクチョウ飛来促進事業要綱

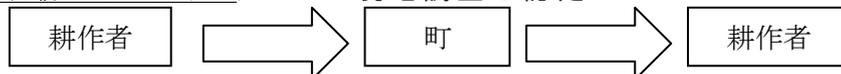
<趣旨>

町の鳥ハクチョウの町への飛来の促進を図るため、別紙の冬期湛水水田エリアにおいて毎年11月1日から翌年2月末日までの期間、湛水水田とすることにより、ハクチョウの休息地又は滞在地を提供する。

<手続>

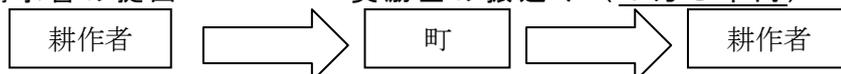
■認定申請書の提出（10月末日までに）「様式第1号」

- ・湛水水田の申請（合計面積30アール以上）
- ・水田が湛水されているか



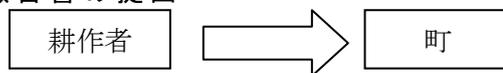
■奨励金請求書の提出（認定から30日以内に）「様式第4号」

- ・請求書の提出
- ・奨励金の振込み（1万8千円）



■報告書の提出（事業終了後（2月末日）から30日以内に）「様式第3号」

- ・報告書の提出



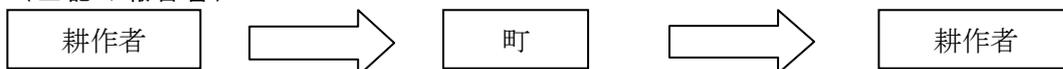
認定済の水田においてハクチョウによる被害が発生した場合



◎津幡町の鳥ハクチョウ飛来促進事業における被害の補償基準に関する要綱

■被害申請（3月末日までに）

- ・被害の申請を行う（上記の報告書）
- ・現地調査（耕作者立会い）、被害の認定及び補償



<補償額>

ハクチョウによる掘削被害箇所数	金額
1箇所	50,000円
2箇所	55,000円
3箇所	60,000円
4箇所	65,000円
5箇所以上	70,000円

※どんな被害か？
 ハクチョウが、水田に直径1m程度深さ30～50cmの穴を掘り、春の水田耕作に支障をきたす。
 ただし、畦については補償対象外とする。

申請の例)

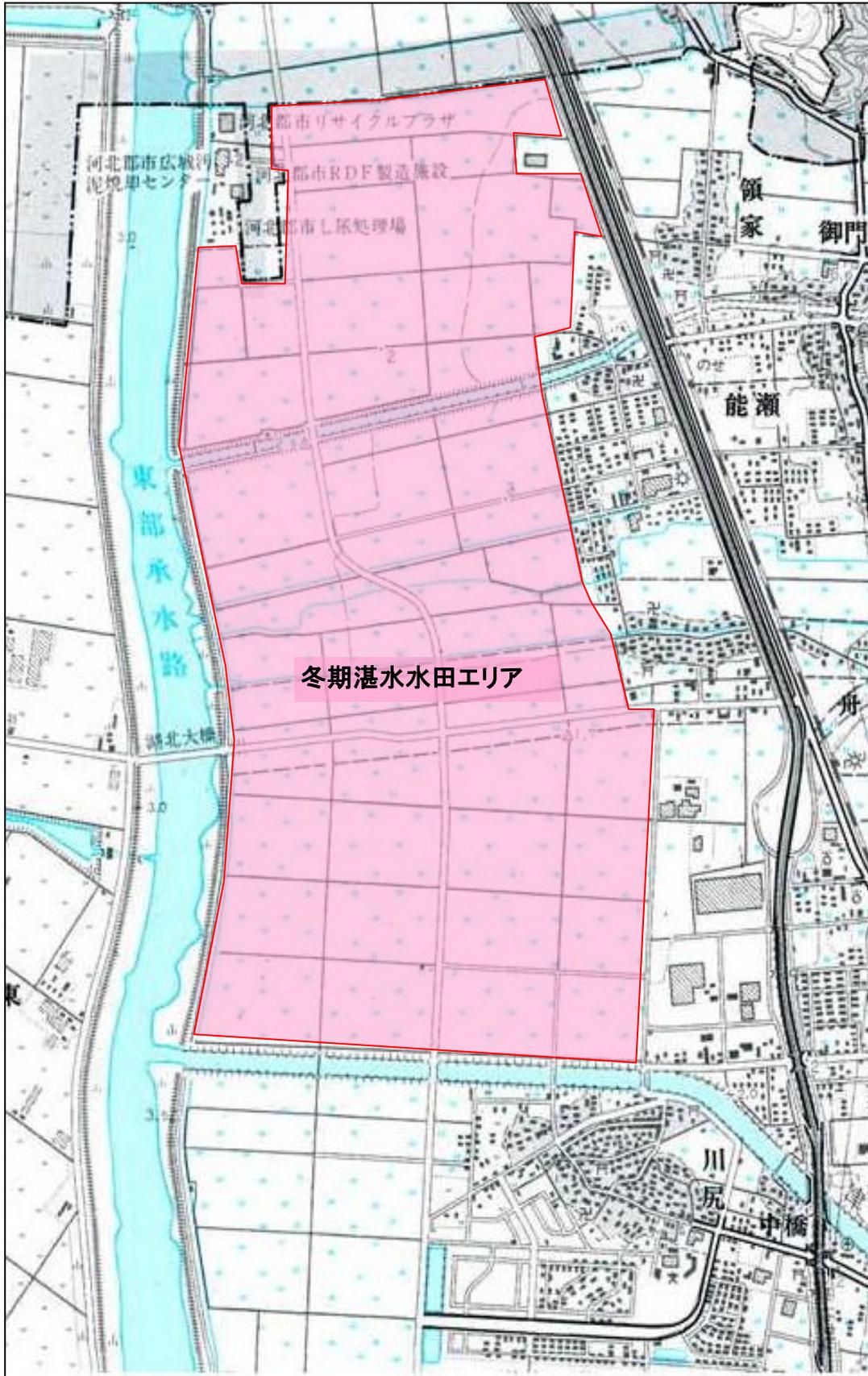
- ・隣接していない2枚の水田で合計30アール以上となるが、申請は可能か？
 【可能です。湛水水田エリア内なら隣接していなくても可能です。】

- ・毎年申請が必要か？ 【必要です。また、被害が0箇所であっても報告は必要です。】
- ・奨励金とは何か？ 【ハクチョウ飛来促進のため、湛水に協力下さる方に交付するものです。】
- ・奨励金の対象者は？ 【申請し、湛水の確認が取れた方全員が対象となります。】

補償の例)

- ・1枚の水田で認定を受け、3箇所被害を受けたが補償額は？ 【60,000円です】
- ・2枚の水田で認定を受け、そのうちの1枚の水田で5箇所の被害を受けたが補償額は？
 【70,000円です】
- ・2枚の水田で認定を受け、1枚に1箇所、もう1枚に2箇所の被害を受けたが補償額は？
 【60,000円です】
- ・認定済みの水田で、水田の畦に被害があったが補償は？ 【申し訳ありませんが補償対象外です】
- ・認定されていない水田で、被害を受けたが補償されるか？ 【認定を受けていないと補償されません】

冬期湛水水田エリア図



※詳しい地番等は、企画課（TEL:076-288-2158）までお問合せください。